

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号（最終改正令和7年個人情報保護委員会・総務省告示第1号））の解説の一部改正の新旧対照表

○放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号（最終改正令和7年個人情報保護委員会・総務省告示第1号））の解説

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン （令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号（最終改正令和7年 個人情報保護委員会・総務省告示第1号））の解説 令和4年4月（<u>令和8年5月更新</u>） 個人情報保護委員会 総務省 目次</p> <p>[略]</p> <p>【凡例】 [略]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す 法令等の内容は、<u>令和8年5月21日時点</u>とする。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 受信者情報取扱事業者の義務</p> <p>3-1～3-5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン （令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号（最終改正令和7年 個人情報保護委員会・総務省告示第1号））の解説 令和4年4月（<u>令和8年4月更新</u>） 個人情報保護委員会 総務省 目次</p> <p>[同左]</p> <p>【凡例】 [同左]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す 法令等の内容は、<u>令和8年4月1日時点</u>とする。</p> <p>1・2 [同左]</p> <p>3 受信者情報取扱事業者の義務</p> <p>3-1～3-5 [同左]</p>

3-6 個人データの漏えい等の報告等（第16条関係）
3-6-1～3-6-2 [略]
3-6-3 個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告（第16条第1項、第4項関係）
3-6-3-1 報告対象となる事態
[略]
(参考)

法第26条（第1項）

1 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

規則第7条

法第26条第1項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の

3-6 個人データの漏えい等の報告等（第16条関係）
3-6-1～3-6-2 [同左]
3-6-3 個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告（第16条第1項、第4項関係）
3-6-3-1 報告対象となる事態
[同左]
(参考)

法第26条（第1項）

1 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

規則第7条

法第26条第1項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の

個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び次条第1項において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ(当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

規則第8条(第3項)

3 法第26条第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法(電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用す

個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び次条第1項において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ(当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

規則第8条(第3項)

3 法第26条第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法(電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用す

ることが困難であると認められる場合にあっては別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法)

二 法第 150 条第 1 項の規定により、法第 26 条第 1 項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（個人情報保護委員会又は当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

法第 150 条（第 1 項）

1 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第 148 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第 26 条第 1 項、第 146 条第 1 項、第 162 条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 100 条第 1 項、第 101 条、第 102 条の 2、第 103 条、第 105 条、第 106 条及び第 108 条、第 163 条並びに第 164 条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

3-6-3-2～3-6-3-5 [略]

3-6-4 [略]

3-7～3-12 [略]

4～10 [略]

【付録】 [略]

ることが困難であると認められる場合にあっては別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法)

二 法第 150 条第 1 項の規定により、法第 26 条第 1 項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（個人情報保護委員会又は当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

法第 150 条（第 1 項）

1 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第 148 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第 26 条第 1 項、第 146 条第 1 項、第 162 条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 99 条、第 101 条、第 103 条、第 105 条、第 106 条、第 108 条及び第 109 条、第 163 条並びに第 164 条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

3-6-3-2～3-6-3-5 [同左]

3-6-4 [同左]

3-7～3-12 [同左]

4～10 [同左]

【付録】 [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。